３．行政コスト計算書関係

⑴　当センターの業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	38,594,867,962円
自己収入等	△20,303,084,851円
機会費用	17,545,644円
当センターの業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	18,309,328,755円

⑵　機会費用の計上方法

①　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

②　国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当センターでの勤務期間に対応する部分について、日本司法支援センター職員退職手当規程（令和７年規程第14号）を参考に計算しております。

４．損益計算書関係

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△3,945,179円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、1,032,962,254円であります。

５．キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高と貸借対照表の科目との関係

現金及び預金	9,909,337,382円
定期預金	△300,000,000円
資金期末残高	9,609,337,382円

６．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

採用している退職給付制度は、非積立型の役員及び職員退職一時金制度であります。

非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,968,933,886円
勤務費用	359,886,778円
利息費用	43,456,968円
数理計算上の差異の当期発生額	△602,823,205円
退職給付の支払額	△160,093,100円
役員に係る退職給付債務の当期発生額	1,846,700円
期末における退職給付債務	3,611,208,027円

⑶　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の未積立退職給付債務	3,611,208,027円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,611,208,027円
退職給付引当金	3,611,208,027円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,611,208,027円

⑷　退職給付に関連する損益

勤務費用	359,886,778円
利息費用	43,456,968円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△602,823,205円
役員に係る退職給付引当金繰入額	1,846,700円
合　計	△197,632,759円

⑸　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率　2.66％

７．重要な債務負担行為

次期以降に係る重要な債務負担行為は、以下のとおりであります。

第四世代インフラ共通基盤等運用保守業務等	261,478,800円
第五世代システム更改に伴う工程管理及び技術支援業務	198,000,000円
業務統合管理システムの更改に係る設計・開発等業務	3,100,794,004円
複合機・プリンタ保守付リース契約	100,993,618円
Web口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務	111,078,000円
インターネットデータセンター賃貸借契約（変更契約）	111,566,400円

８．重要な後発事象

該当事項はありません。

９．固有の表示科目の内容

民事法律扶助立替金

総合法律支援法第30条第１項第２号、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（震災特例法）第３条第１項第１号及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（特定不法行為等被害者特例法）第３条第１項に規定する立替金であります。平成24年４月１日より施行となった震災特例法及び令和６年３月19日から施行となった特定不法行為等被害者特例法による立替金は、当期首における残高が149,446,307円であったところ、当期中に新たに18,364,278円が発生し、38,537,515円が被援助者より償還され、また69,290円が償還免除となった結果、当期末における残高は129,203,780円となっております。

10．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

（一般勘定）

当勘定では、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。

また、民事法律扶助業務により発生する立替金及び未収金は、個人に対するものであり、立替先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。この信用リスクの管理として、債権管理要領等に従い、償還状況をチェックし、債権ランク付けを行い、滞納者に対する定期的な督促を実施するなど、債権管理に対する体制を整備し運用しております。

（国選弁護人確保業務等勘定）

当勘定では、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①未収金	1,498		
貸倒引当金	△328		
	1,170	1,169	1
②民事法律扶助立替金	30,305		
貸倒引当金	△22,732		
	7,572	7,446	127